

第3次嵐山町男女共同参画プランを策定しました!

～ひとりひとりが自分らしく輝き支えあうまち らんざん～

男女共同参画社会とは、「女性も男性も全ての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会」です。

現在において「男女共同参画は進んでいる」、「男は男らしく、女は女らしく生きるのが一番だ」とし、男女共同参画についての取組は必要ないという意見も見られます。

しかし、現状を見ると、そうではないことが分かります。

男女共同参画社会への取組は、個人の選択や希望を否定する取組ではありません。個人の選択や希望において、性別が障害とならないような社会を目指す取組です。誰もが、性別に関係なく、自分の希望を実現できる社会を目指すため、ここに第3次嵐山町男女共同参画プランを策定しました。

計画の期間

第2次嵐山町男女共同参画プランが終了する平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

計画の基本的な考え方

今回のプラン策定にあたり、町民2,000人に対し、アンケート調査を実施し、パブリックコメント、基本理念の公募も行いました。

アンケート等の結果から、男女の地位が平等になっていないと感じている方はまだ半数以上いることがわかりました。また、女性の働き方の項目では、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける方がよい」という回答が前回調査に比べ大きく増加しました。育児や介護の支援や周囲の理解の必要性が増していることがわかります。そのような結果をふまえ、誰もが、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことができ、心豊かで思いやりのある社会の実現に向けた取組が必要だということが見えてきました。

アンケート調査等にご協力いただき、ありがとうございました。

基本理念

本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

ひとりひとりが自分らしく輝き
支えあうまち らんざん

さらに、「らんざん」男女(ひとりひとり)が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例」により以下のとおり6つの基本理念を定めます。

(1) 男女が性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮できる機会が確保される等、人としての権利が守られ平等が尊重されること。

(2) 「女は家庭中心、男は仕事中心」といった性別による役割分担等の慣習にとらわれないことなく、男女の自らの意思と責任により多様な生き方を選択できるようにすること。

(3) 男女が自覚と責任を持ち、方針の立案及び決定に参画する機会が均等に確保されるようにすること。

(4) 男女が家庭における労働をお互いに認め合い、その喜びも苦勞も分かち合えるようにし、また、家庭生活における活動以外のどの分野にも進出していけるよう環境整備に配慮すること。

(5) 男女がそれぞれの性にかかわる身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重されたくて生涯にわたり健康な生活を営めるよう配慮すること。

(6) 男女共同参画の推進については国、県及び他市町村と連携し、国際的な理解及び協力のもとに行われること。



基本課題

この計画の理念と6つの基本理念を目指すため、6つの基本課題を定め、その実現を図ります。

○基本課題1

雇用環境や就労における男女共同参画

【施策の方針】

- ① 男性中心型の労働慣行の改革を促し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現など、男女の性別にかかわらず誰もが能力を發揮できる環境づくりを進めます。
- ② 男女の均等な雇用の機会・待遇の確保、女性労働者の就業能力の向上や起業の支援を図るため、埼玉県や近隣市町村と連携し、普及・啓発を進めます。
- ③ 地域の事業者に広めるため、事業者としての育児休業の取得など、男女共同参画における町の取組を進めます。

○基本課題2

社会における男女共同参画意識の醸成

【施策の方針】

- ① 「らんざん」男女ひとりひとりが共にいきいきと暮らせるまちづくり条例に基づき、町・町民・事業者等全ての方々の意識改革や社会習慣の是正を進め、協働によるまちづくりを進めます。
- ② 固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見等の解消を図るため、積極的な広報・啓発活動を進めます。
- ③ 学校教育において、男女共同参画の意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習指導を進めます。

○基本課題3

政策・方針決定過程における男女共同参画

【施策の方針】

- ① 町政に対し、女性が政策・方針決定過程に積極的に参画できるように、各種審議会等の女性委員の割合を高めます。
- ② 様々な研修会へ多くの町女性職員の参加を促し、その資質の向上と人材育成に努め、女性職員の職域の拡大と管理職への登用に努めます。

○基本課題4

保育や介護の体制整備及び家庭生活における男女共同参画

【施策の方針】

- ① 地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会を構築するため、子どもの最善の利益の実現を図るとともに、子育て世代の支援を行います。
- ② 高齢者における利用者本位・自主性・自立支援・協働社会の構築のため、健康でお互いに支え合う社会を構築するため、地域包括ケアシステム及び介護保険事業の充実に努めます。
- ③ 男女が共に自立した人間として、お互いに尊重しあう家庭が築けるよう、家庭生活における男女共同参画を促進します。



○基本課題5

防災・健康等安全・安心な暮らしの実現における男女共同参画

【施策の方針】

- ① 防災活動や被災後の取組に対し男女共同参画の視点を取り入れた計画づくりを進めます。
- ② 男女がそれぞれの生と性を理解・尊重し生涯を通じて健康の保持と増進を進めます。
- ③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)を始めとする関係法令の周知徹底を含め、弱い立場の人に対するあらゆる暴力を根絶するため、性を尊重しつつ、性差に基づく暴力を許さないまちづくりを進めます。

○基本課題6

国際的な協調と市町村連携における男女共同参画

【施策の方針】

- ① 国際理解を進め、国際的な人材を育成するため、男女共同参画の視点による学校教育を進めていきます。
- ② 嵐山町国際交流協会などと連携し、外国人が安心して生活できる支援を行います。
- ③ 埼玉県や近隣市町村と連携し、男女共同参画等人権問題に取り組みます。

第3次嵐山町男女共同参画プランの詳しい内容につきましては、町HPで公開いたします。

問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-2152